

(仮称)女性活躍推進事業者認定制度の創設について(案)

1 目的

ワーク・ライフ・バランスの推進と女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる市内事業者を認定し公表することで、市内事業者の自主的な取組の加速化を図ること。

<参考：水戸市女性活躍推進計画から抜粋>

基本施策 1 はたらく場における男女平等参画の推進

具体的事業	実施する事業の概要
男女雇用機会均等法，労働基準法，育児・介護休業法，女性活躍推進法等の普及・啓発	事業者の取組の加速化に向けた，新たな制度設計を検討します。

2 対象となる事業者

- (1) 関係法令の規定を遵守している。
- (2) 必要な措置が就業規則等に記載され、取組が行われている。
- (3) 女性の活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの取組が行われている。
- (4) 従業者が 300 人以下である。
- (5) その他

3 認定基準の柱

- (1) 女性の雇用への取組をしている。
- (2) 男女がともに働きやすい環境づくりへの取組をしている。
- (3) 女性の管理職への登用の取組をしている。

4 認定のインセンティブ

- (1) 「広報みと」や市のホームページで事業者名が紹介される。
- (2) 認定を受けていることを名刺やパンフレットなどでPRできる。
- (3) 就活セミナー等で、積極的にPRできる。

5 認定制度導入で期待する効果

- (1) 女性が継続して働ける職場が増える。
- (2) 働きたいと希望する女性が、働きやすい職場を選ぶ際の目安となる。
- (3) 事業者が優秀な人材を採用できるようになる。

6 認定までの流れ

随時申請→書類審査→ヒアリング、現地調査等→認定

7 認定の期間

認定から3年間。更新あり

8 「男女平等参画社会づくり功労賞 事業所の部」との関係について

☆男女平等参画社会づくり功労賞について☆

男女平等参画社会の形成に向け具体的行動の契機となることを目指し、先駆的な実績を残した個人・団体・事業所に対し、審査会で選考のうえ、功労賞を授与している。9月の水戸市男女平等参画推進月間に表彰式を行っている。

(1) 水戸市の方向性(案)

ユニークな取組により男女平等参画社会づくりに貢献した事業者を表彰する制度として、功労賞を存続する(認定を受けていなくても表彰される可能性がある)
<理由>認定とは別のアプローチの仕方を残すことで、多様な取組を促すため。

※参考 茨城県

ハーモニー功労賞事業所の部は廃止

「女性が輝く優良企業認定制度」で認定された企業のうち、特に優良な取組を実施していると認定審査会において認められた企業を表彰する。

9 スケジュール

11月～2月	認定基準の検討
3月	認定基準を決定